

特別養護老人ホーム 静原寮 利用料金表

指定事業者番号 京都市 第 2670600150

介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>

介護度	単位数	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護1	589単位/日	616円	1,231円	1,847円
要介護2	659単位/日	689円	1,378円	2,066円
要介護3	732単位/日	765円	1,530円	2,295円
要介護4	802単位/日	838円	1,676円	2,514円
要介護5	871単位/日	911円	1,821円	2,731円

介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <多床室>

介護度	単位数	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護1	589単位/日	616円	1,231円	1,847円
要介護2	659単位/日	689円	1,378円	2,066円
要介護3	732単位/日	765円	1,530円	2,295円
要介護4	802単位/日	838円	1,676円	2,514円
要介護5	871単位/日	911円	1,821円	2,731円

各種加算

加算内容	単位数	1割負担額	2割負担額	3割負担額
日常生活継続支援加算Ⅰ	36単位/日	38円	76円	113円
(看護体制加算Ⅰ2)	4単位/日	5円	9円	13円
看護体制加算Ⅱ2	8単位/日	9円	17円	25円
夜勤職員配置加算Ⅰ2	13単位/日	14円	27円	41円
常勤医師配置加算	25単位/日	27円	53円	79円
精神科医療養指導加算	5単位/日	6円	11円	16円
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40単位/月	42円	84円	126円

加算内容	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位/月	11円	21円	32円
(生産性向上推進体制加算Ⅰ)	100単位/月	105円	209円	314円
生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位/月	209円	418円	627円
協力医療機関連携加算	50単位/月	53円	105円	157円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5単位/月	6円	11円	16円
【その他の加算】				
外泊時加算	246 単位/月6回	257 円	514 円	771 円
	入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合。 月6日限度			
初期加算	30単位/日	32 円	63 円	94 円
	入所から30日以内の期間。入院後の再入所も同様			
療養食加算	6単位/回	7 円	13 円	19 円
	医師より発行された食事箋に基づき、療養食を提供。 1日に3回を限度として			
看取り介護加算Ⅰ 1	72単位/日	76 円	151 円	226 円
	死亡日以内 31 日以上 45 日以下			
看取り介護加算Ⅰ 2	144単位/日	151 円	301 円	452 円
	死亡日以内4日以上30日以下			
看取り介護加算Ⅰ 3	680単位/日	711 円	1,422 円	2,132 円
	死亡日以前2日又は3日			
看取り介護加算Ⅰ 4	1,280 単位/日	1,338 円	2,676 円	4,013 円
	死亡日			
安全対策体制加算	20単位/1回限	21 円	42 円	63 円
	担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている事業所を評価する加算			
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 140/1000 加算			
その他(自費分)				
おやつ代(100円/日)／ 静岡診療所診察代／ユタカ薬局薬代／訪問歯科診療代／				
他の医療機関診察代/他の薬局薬代／インフルエンザ予防接種代／栄養補助食品購入代／				
理美容代(散髪)／預り金等管理料(1,500円/月)／利用料金口座振替手数料(210円/月)／				
レクリエーション材料費／その他、嗜好品の購入代 等				
＊ 上記に係る費用は、 <u>利用された分が自費(自己負担)</u> になります。				
＊ 利用料金の口座振替を利用の方は、利用月の翌月27日が振替日になります。				

□介護保険サービスの地域区分地域単価 5級地 ・ 10.45 円

利用者負担段階の基準と負担限度額			
利用者負担段階	食費の日額		部屋の種類
【第1段階】 老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給のされている方など	300円		従来型個室
			多床室
【第2段階】 その他の合計所得金額(※)と非課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方など	390円		従来型個室
			多床室
【第3段階①】 その他の合計所得金額(※)と非課税年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方など	650円		従来型個室
			多床室
【第3段階②】 第1段階～第3段階①に該当されない方など	1,360円		従来型個室
			多床室
【第4段階】 上記の条件に該当しない方	1,445 円		従来型個室
	内 訳	朝食…301 円 昼食…622 円 夕食…522 円	多床室

令和6年8月以降

※その他の合計所得金額…合計所得金額から年金所得等を控除した額

□この制度を利用するためには、世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が市町村民税非課税であること、預貯金等の金額が基準額以下であることが要件となります。

□負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないよう配慮されています。